

災害廃棄物受入処理事業について（岩手県大槌町分）

Q1 なぜ、岩手県大槌町の災害廃棄物を都内で受入処理するのですか。

岩手県大槌町では、近隣の処理施設の受入能力に限界があり、県内処理施設だけでは処理できない状況なので、岩手県から災害廃棄物の処理要請を受けました。

Q2 岩手県大槌町の災害廃棄物（混合廃棄物）は、都内のどこで処理するのですか。

建設解体廃棄物などの混合廃棄物を処理する能力を有している産業廃棄物処分業者が処理します。

- ・ 平成24年7月～平成24年9月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 平成24年10月～平成24年12月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 平成25年1月～平成25年3月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 平成25年4月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。

Q3 いつから受け入れるのですか。

7月中旬に都内に搬入され、処理を開始します。

Q4 混合廃棄物2.1万トンの受入処理で、終了するのですか。

今回、岩手県から処理の要請を受けたものは24年度分です。それ以降の災害廃棄物の処理については、岩手県と協議します。

⇒平成24年10月31日に岩手県から処理量の変更依頼があり、23,700トンの災害廃棄物の処理を行うことになりました。

⇒平成25年1月25日に岩手県から期間の延長依頼があり、平成25年4月まで災害廃棄物の処理を行うことになりました。

Q5 岩手県宮古市の災害廃棄物と平行して受入処理を行うのですか。

平成23年11月から処理している岩手県宮古市の災害廃棄物は、平成24年6月で終了します。